

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 13 日

都道府県民生主管部（局）	御中
障害保健福祉主管部（局）	
介護保険主管部（局）	
国民健康保険主管課（部）	
後期高齢者医療主管課（部）	
児童福祉主管部（局）	
指定都市民生主管部（局）	
障害保健福祉主管部（局）	
介護保険主管部（局）	
児童福祉主管部（局）	
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局	

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
こども家庭庁支援局虐待防止対策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

要配慮者に対する資格確認書の交付等について

医療保険制度の円滑な運営に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行する中で、資格確認書の取扱いに関して、マイナ保険証を保有していない方については、本人からの申請によらず職権で交付することに加え、高齢者や障害者の方など、マイナ保険証の利

用に当たって配慮を必要とする方（以下「要配慮者」という。）については、マイナ保険証を保有している場合でも、申請に基づき資格確認書を交付する取扱いとしてしているところです。

今後、国民健康保険の各保険者で発行している従来の健康保険証の有効期限が順次到来していく中で、マイナ保険証を保有していない方だけでなく、マイナ保険証を保有する要配慮者についても、これまでどおり保険診療を受けられるよう、高齢者施設等の福祉施設の利用者や、在宅の要介護者なども含め、資格確認書の申請の勧奨を行うなど、丁寧な対応が必要となります。

これらを踏まえ、要配慮者に対する資格確認書の交付等について、改めてその取扱いを以下のとおりお示しいたしますので、この内容について御了知いただくとともに、必要な対応等について御検討のうえ、遺漏なきよう御準備をお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合への周知をお願いいたします。

記

1 資格確認書の申請交付について

（１）保険者（国民健康保険担当部署）における対応について

マイナ保険証を保有する要配慮者については、各保険者から職権で資格確認書を交付するのではなく、申請に基づき交付する取扱いをお示ししておりますが、資格確認書の申請に当たっては、ご本人からの申請だけでなく、代理申請も可能です。管内市町村において、介護保険、障害福祉や児童福祉の担当部署とも連携の上、例えば、高齢者施設、障害者施設や児童養護施設等の福祉施設に対する資格確認書の代理申請の呼びかけや、在宅の要配慮者に対する資格確認書の申請の周知など、対応の検討をお願いいたします。

呼びかけを行うに当たっては、「「高齢者・障害者等の要配慮者の方々におけるマイナンバーカードの健康保険証利用について（支援者・ご家族向けご説明資料）」及び高齢者・要配慮者向けリーフレットについて（周知依頼）」（令和6年11月7日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課等事務連絡）の中でお示したマニュアル（説明資料）（※1）や、「国民健康保険被保険者証の有効期限前のマイナ保険証及び資格確認書の取扱い等に関する事前周知について」（令和7年4月3日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・医療介護連携政策課事務連絡。以下「事前周知事務連絡」という。）にて既にお送りしているリーフレットのひな型（別添1）等を御活用いただくとともに、要配慮者の意向等を踏まえた対応をお願いいたします。また、その際、各市町村の社会保障・税番号制度担当部局の取組として、マイナンバーカードの取得促進に向けた出張申請が行われている場合には、当該部署との連携により、あわせて資格確認書の申請を受け付けるな

どの対応も考えられることから、健康保険証の円滑な切り替えに向けた対応を御検討下さい。

資格確認書については、従来の健康保険証の有効期限の前後において、交付申請件数が増加することと考えられます。資格確認書の申請に係る保険者の窓口業務が当該時期に集中することをできるだけ避ける観点からも、前もって上記の対応を進めていただくことを御検討ください。

なお、後期高齢者医療制度の加入者に対しては、令和8年8月の年次更新までの間は、マイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書を交付することとしている（以下「暫定運用」という。）ため、現時点では必ずしも積極的に申請勧奨を行う必要はありませんが、暫定運用の期間中に要配慮者等から申請があった場合は、暫定運用終了後の年次更新において資格確認書を交付することを目的に、当該申請を受け付けていただくようお願いいたします。

（２）介護保険・障害福祉・児童福祉担当部署における対応について

要配慮者については、保険者への申請により資格確認書の交付が受けられる点について、国民健康保険担当部署とも連携のうえ、代理申請も含めて適切に申請がなされるよう、周知に御協力をお願いいたします。周知を行う上では、例えば、要配慮者が介護・障害福祉サービスの利用を開始する際に、要介護認定・障害等級認定の申請手続や、地域包括支援センター・基幹支援相談センターへの相談等の機会を捉えて、ひな型をお示ししている別添1のリーフレット等を配布することが考えられますので、国民健康保険担当部署とも連携のうえ、御活用下さい。

また、児童についても、児童本人や親権者等による資格確認が難しい場合などマイナ保険証の利用が困難な場合には、個別の状況に応じて資格確認書の申請交付の対象となります。児童養護施設等に入所等をしている児童についても、当該児童の親権者から委任を受けた施設職員等が資格確認書の代理申請を行い、資格確認書の交付を受けることは可能ですので、適切に申請がなされるよう周知に御協力をお願いいたします。

（※１） <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001321214.pdf>

２ 要配慮者に関するマイナ保険証の取扱いについて

福祉施設等におけるマイナ保険証の取扱いについては、上記マニュアル等の中で、マイナンバーカードを施設で預かる際の留意点をお示しているところですが、あわせて、マイナンバーカードの暗証番号の設定や管理に不安がある方の場合、顔認証マイナンバーカード（※２）を取得していただき、それをマイナ保険証として使用していただく運用についてもお示ししております。

顔認証マイナンバーカードの場合を含め、マイナ保険証を施設側で預かる際に、暗証番号までを管理することは求められてはいないため、施設での管理を行う中でマイナ保険証の利用登録の解除を希望する要配慮者がいらっしゃった場合には、

マイナ保険証を保有したまま申請により資格確認書の交付が受けられることをお伝え下さい。

また、医療機関等でマイナ保険証を御利用いただく際の方法として、顔認証・暗証番号の入力による方法のほか、医療機関等の職員の目視確認による方法（目視確認モード）も可能としています。この目視確認モードについては、本年4月に、簡単に御利用いただけるようにするための改修を行ったところであり、これにより、目視確認でもスムーズに医療機関等での受付が可能となりますので、マイナ保険証の利用促進の観点から、別添2のリーフレットの活用といった点も含め、加入者や窓口にお越しの方々に御案内下さい。

なお、発行済みの保険証の有効期限が切れるまでに、マイナ保険証をお持ちでない方々に対しては、加入する医療保険者等から資格確認書が申請によらず交付されることとなっていますが、マイナ保険証の登録状況が分からない方に対しては、別添1のリーフレット（裏面）の内容を御案内いただくようお願いいたします。また、国民健康保険担当部署に対しては、事前周知事務連絡において、別添3のポスターの庁内等での掲示等の御協力をお願いしており、介護保険・障害福祉・児童福祉担当部署におかれても、国民健康保険担当部署と連携のうえ、掲示等への御協力をお願いいたします。

（※2）本人確認方法を顔認証または目視確認に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。これからマイナンバーカードを取得する場合だけでなく、既にマイナンバーカードをお持ちであっても切り替えが可能です。

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。
令和7年7月31日以降、順次満了
となります。

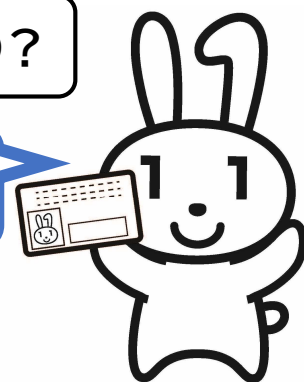
健康保険証の有効期限が切れたあとは、
マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



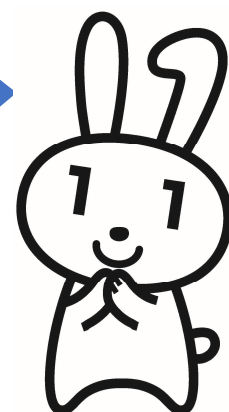
マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。
また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。



**まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！**



マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ >>>

マイナンバーカードを健康保険証として 使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口には設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。

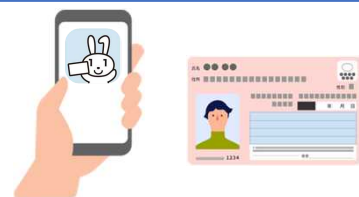


受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください



マイナ保険証利用時に顔認証や暗証番号での受付が難しい場合は 目視で本人確認を行うことができます

別添 2

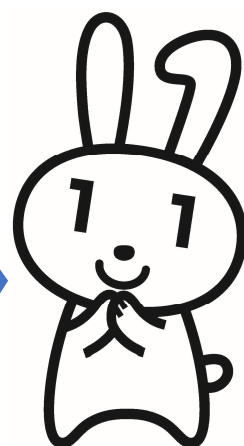
何らかの事情で顔認証や暗証番号での本人確認ができない方は、医療機関・薬局の受付の職員にお声がけいただければ、職員による目視での本人確認が可能です。



どんなときにもお願いしてもいいの？

以下のような場合に、目視での本人確認を行うことが可能です。

- **顔認証がうまくいかず、かつ患者本人が暗証番号を忘れてしまった(又は暗証番号を連続で3回間違えてロックがかかってしまった)場合**
- **患者ご本人が認知症・障害等**により、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- **体調・状況が悪化**して、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- **機械のトラブル等**で顔認証や暗証番号の入力操作ができない場合



目視での受付をお願いしたいとき、どうすればいいの？

まずは受付の職員にお声がけください！その後、以下の手順で受付を進めていきます。



1

職員が顔認証付きカードリーダーの設定を変えます。

2

職員がカードの顔写真を目視で確認して、ご本人確認を行います。

3

確認後、患者さんご本人で顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置いていただきます。それ以降は通常通りの同意画面に遷移しますので、案内に沿って同意を進めてください。



5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

マイナンバー
0120-95-0178

平 日:9時30分～20時00分
土 日 祝:9時30分～17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。

令和7年7月31日以降順次、健康保険証は使えなくなります。



マイナ保険証か資格確認書

で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証 の利用を ご希望の方

- 利用登録済み** ▶ そのまま医療機関等でご利用ください。
の場合
未登録の場合 ▶ 医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。
 ※マイナポータル等でも登録できます。

マイナ保険証を お持ちでない方

お手元の健康保険証の有効期限前に**資格確認書**が交付されます。詳しくは、加入している保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証の 利用が困難な方

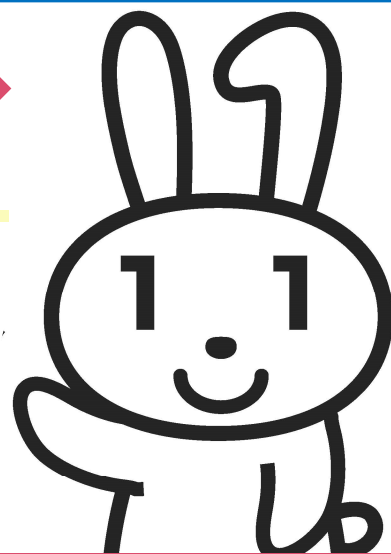
ご高齢の方や障害をお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している保険者に**申請すれば資格確認書**が交付されます。

※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、**申請しなくても資格確認書**が交付されます

＼こんな時に便利！／ マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご利用ください！



マイナバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**
 5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
 受付時間（年末年始を除く）
 平日：9時30分～20時00分
 土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの
健康保険証利用について
もっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
 Ministry of Health, Labour and Welfare